## 第92回制度設計専門会合

日時:令和5年12月26日(火) 16:30~17:28

※オンラインにて開催

出席者:武田座長、岩船委員、圓尾委員、安藤委員、大橋委員、草薙委員、末岡委員、二 村委員、松田委員、山口委員

(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○田中総務課長 定刻となりましたので、ただいまより、電力・ガス取引監視等委員会 第92回制度設計専門会合を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合はオンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

また、本日、安藤委員、松村委員は御欠席の予定でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

以降の議事進行は武田座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○武田座長 年の瀬のお忙しいところ、誠にありがとうございます。本日の議題は、議 事次第に記載した5つでございます。

それでは、早速、議題1「小売電気事業・ガス小売事業に係る対応について」に関しま して、下津取引監視課長から説明をお願いいたします。

○下津取引監視課長 では、小売電気事業・ガス小売事業に係る対応につきまして、資料3に基づいて御説明をいたします。

本日御議論いただきたい点でございますけれども、2点ございます。まず1点目、1ポッ目でございます。「委員会事務局による監視において、」と記載しておりますけれども、当課取引監視課では、担当者が定期的に各小売電気事業者のウェブサイトを訪問いたしまして、適切な表示が行われているかどうかを監視するようにしているんですけれども、小売電気事業者の電源構成等や非化石証書の使用状況につきまして、適切な表示が行われていない事例が確認されているところでございます。電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な表示もしくは問題となるような表示につきましては、電力の小売営業に関するガイ

ドライン、いわゆる小売ガイドラインに既に示しているわけですけれども、それがちゃんと事業者に伝わっていないんじゃないかという問題意識を持っておりまして、小売ガイドラインにおける規制内容の整理・明確化をしていきたいと考えておりまして、その点、今後の対応の方向性を御議論いただきたいと考えております。

2点目、「また、」というところですけれども、電力取引報、ガス取引報の報告様式のデジタル化を進めたいと考えております。デジタル化に適した報告様式への変更などの改善の方向性につきまして御議論いただきたいと考えているところでございます。

まずは、1点目の小売ガイドライン改定の話でございます。小売ガイドラインに記載の とおりなんですけれども、電源構成等や非化石証書の使用状況を適切に開示することには 一定の意義があるだろうと考えているわけですけれども、冒頭申し上げましたとおり、適 切な表示が行われていない事例も散見されるわけでございます。

そのような事業者に対しては小売ガイドラインを示して注意するわけですけれども、確かに小売ガイドラインの電源構成等情報に関する記載は項目が多岐にわたり、特に注意を要する点を容易に理解できるものになっていない可能性はあるんだろうというふうに思っております。したがいまして、少し整理させていただけないかと思っておりまして、具体的には4番目のポツでございますけれども、電源構成等情報の表示に係る全体像を示した整理表を追加するなど、読みやすい構成・内容にしてはどうかと考えているところでございます。

読みやすい構成、分かりやすい構成のイメージでございますけれども、例えばここにイメージ図、改定のイメージを表にまとめてございます。例えば(3)のアの下に「新設」とございますけれども、ここに基本的な考え方ということで、本指針の位置づけとともに、これは追ってすぐに御説明いたしますけれども、電源構成等情報の表示に係る整理表も掲載してはと考えている次第でございます。

また、イの ii のところ、改正イメージ「削除」と書いてございますけれども、この具体 例については、現時点ではいろいろなところに散らばっているんですけれども、最後に1 つにまとめてはどうかということで、この辺りは削除というふうにしております。

最後、イのiiiの下に「新設」とございますけれども、これは全く新しいものではございませんで、実は既に記載はあるんですけれども、問題となるものと題する項目のところに望ましい行為が記載されておりまして、望ましい行為を切り分けて書いてはどうかという、そういうイメージでございます。

スライド7枚目でございます。「電源構成等情報の表示に係る整理表」と記載しておりますけれども、イメージを見ていただいたほうが分かりがいいかなと思いますので、スライド8枚目でございます。こちらがイメージになっておりまして、このように調達する電源種と非化石証書の使用の有無、この2つの軸でまとめた表を掲載したら分かりがいいのではないかと思っている次第でございます。この表は、例えば①のFIT電源でFIT非化石証書がある場合ですけれども、そういう場合は再エネという表示やCO2ゼロエミという表示が可能ということですけれども、こういうように、どのような場合にどのような表示が可能かを一覧性を持って示したらどうかと考えている次第でございます。

スライドは7ページ目に一旦戻ります。2つ目のポツでございます。現在、小売ガイドラインでは、必要な非化石証書を使用しないにもかかわらず、あたかも再エネですとかCO2ゼロエミといった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示や訴求を行うことは問題となる行為として位置づけているわけですけれども、一方で非化石証書以外の様々な証書やクレジットなどが普及しておりますので、それらの位置づけを明記するために、このスライドに記載しております。①、②、これらを記載してはどうかと考えております。

具体的には、①ですけれども、非化石証書以外の証書等を用いた場合は、販売する電気 そのものについては環境価値の訴求はできないんですけれども、小売電気事業者からの電 気の購入に伴って非化石証書以外の証書等の価値が需要家にもたらされる場合は、販売す る電気そのものの環境価値じゃない旨を明示した上で当該非化石証書以外の証書等の価値 を訴求することは妨げられないと、こういうことを記載してどうかと考えている次第でご ざいます。

次に、スライドは9枚目以降でございます。定期報告に関する改善の方向性(DX化) ということでございます。

検討の背景をここに記載しておりますけれども、電力取引報・ガス取引報の取りまとめ について、現在、順次報告様式のデジタル化を進めている段階でございまして、今回の取 組もその一環ということでございます。

デジタル化に向けた方向性としては2つございまして、1つは、料金メニューに係る定期報告に関してでございます。具体的には、現在の報告様式をお見せいたしますけれども、スライドは16枚目でございます。少し小さいんですけれども電力取引報の第2表、こちらは低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法等に関する情報を求めているものでござい

ます。

それから、次の第3表-1というのがございます。こちらは特高・高圧・低圧の再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約に係る販売電力量を求めるものでございます。

また、スライドは18枚目に行っていただきまして、ガス取引報の様式、これは第10というものでございますけれども、こちらは家庭用小売供給契約の料金設定方法、契約期間等々の報告様式でございますけれども、このようなものが料金メニューに係る定期報告としてございます。

スライドは、一旦11枚目に戻らせていただきます。料金メニューごとに料金設定方法ですとか違約金額ですとかこれらを聞いているんですけれども、自由記載欄が多くて、また特に電気につきましては、料金メニューの数が数百種類を超えている事業者がいたりしまして、さらに補足説明資料をメール添付で報告してくる事業者もございます。ですので、この点については改善の余地があるだろうと考えているところでございます。

3ポツ目でございますけれども、これらについて料金メニューごとに報告してもらうのではなく、また自由記載欄を限定して、主に選択式で報告してもらおうかと考えております。

また、4ポツ目でございますけれども、電力取引報のうち様式第11第2表と第3表-1は、報告内容が重複している箇所がございます。ですので、1つの報告様式に整理・統合して、需要種ごとの傾向を把握するべく、低圧・高圧・特高を報告対象としてはどうかと考えているところです。

また、ガスの取引報、先ほどお見せしました様式第10についても、需要種ごとの傾向を 把握するべく、家庭用・商業用・工業用・その他用を報告対象としてはどうかと考えてい る次第でございます。

こちらはまだイメージでございますけれども、このように低圧なら低圧で、例えば料金 設定方法はどれになるのか、契約期間はどれくらいかといったような感じで、料金メニュ ーごとではなく全体としての傾向をつかむというイメージで、報告様式を基本的には選択 式で再構成してはどうかと考えている次第でございます。このような方式を年1回報告し てもらうようにしてはどうかと考えている次第でございます。

もう一つは、スライドは19枚目に参りますけれども、電源構成等情報の定期報告ということでございます。こちらも現在のものをお見せいたしますけれども、こちらが現在の報

告様式になってございます。第3表-2というものでございます。これは再生可能エネルギーに焦点を当てて、太陽光、風力、水力等の調達電力量、これは他社からの調達電力量ということなんですけれども、これを報告してもらっておりまして、また、表の中に「その他」というのが右のほうにあるんですけれども、このその他のところで非化石証書の調達量も運用上報告してもらっているという状況なんですけれども、それをこういうふうにしてはどうかと考えておりますのが、スライドの20枚目でございます。

再エネだけに焦点を当てるんではなくて、再エネを含む非化石電源に焦点を当てて報告してもらおうと、それから自社発電も含めて、需要家に供給した非化石電源の電力量を報告してもらってはどうかと、さらには、今運用上報告してもらっている非化石証書の調達量を、ちゃんとそのための様式を設けて報告してもらってはどうかと考えている次第です。このような様式で年に1回、こちらも報告してもらってはどうかと考えている次第でございます。

事務局、私からの説明は以上でございます。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、本件につきまして討議に移りたいと思います。ただいまの説明につきまして、 御質問でありますとか御意見等ありましたら、いつもどおりチャット欄にてお知らせいた だければと思います。いかがでしょうか。

それでは、草薙委員、よろしくお願いいたします。

○草薙委員 草薙でございます。私は、事務局案に異存ございません。御丁寧な説明を いただけたと思っております。

それで、幾つかコメント申し上げたいと思います。まず、小売ガイドラインの電源構成等情報に関する記載につきましては、これまでルールが複雑であるように感じられるとか、あるいは勘違いを誘発するような記載になっているとか、そういった不満の声を聞いていたところでございまして、4ページにありますような方法、一番最後のポツに書いてありますけれども、整理表がつくとか、問題となる行為と望ましい行為が混在した記載についてはそれぞれを分離する、それから電源構成等情報の表示例が各項目に点在していたけれども、1つの項目に集約するといった形で対応いただけるということで、これらはぜひ行っていただきたいものだということで歓迎したいと思います。

それから11ページのほうな0ですけれども、DX化のほうです。DX化に向けた課題、 今後の方向性のところで、一番最後のポツな0ですけれども、施行時期のことな0です。 「DX化のためのシステム開発の状況や、各事業者における報告体制の整備に必要な期間を踏まえて、今後検討することとしたい。」ということなのですけれども、例えば自由記載というのは、いかにも誤解を招くような記載も多かったであろうと思われますところ、今回の改革は、そこを大きく変えることができるもので非常に望ましいことだと思いますので、合理的な期間を置くことは当然としても、早めにこのような制度に移行していただきたいというふうに願います。

以上であります。よろしくお願いします。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして圓尾委員、よろしくお願いいたします。

○圓尾委員 圓尾です。中身については、特段異論はございません。DX化について1点だけ申し上げたいのですが、私は以前、こういった月報ですとか年報といったものを利用して分析をしていた立場にありました。その観点で言うと、できるだけ早く公表することも考えていただきたい。つまり、DX化をすれば公表に至るまでの経過もスムーズに進むと思いますので、お書きになっているような事業者さんの負担を軽減する観点でDX化を進めるのみならず、できれば、なるべく早く公表して多くの人に見ていただく、使っていただくことも、併せて考えていっていただければと思います。ですから、今回出てきたことだけではなく、委員会で集めて公表するものについては、DX化に伴って公表のタイミングを早くすることを全般に考えていただければと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして岩船委員、よろしくお願いいたします。

○岩船委員 御説明ありがとうございました。私は、後半のDX化のほうについて少しだけコメントさせていただきたいと思います。

DX化を進めるというのは非常に望ましいことだと思いますし、今、圓尾委員からお話があったように、なるべく早く情報を公開していくということにもつながると思いますので、お進めいただければと思ったんですが、1個だけ11ページの料金メニューに係る定期報告の件で、低圧・高圧・特高を全て1つの報告様式にしてというところで、12ページにイメージがあるんですけど、もし低圧も高圧もやっていて、しかも選択肢の中の例えば契約事務手数料の金額とかが複数とかいうのがたくさんあって、回答欄が物すごく細かいのに低圧・高圧・特高全部一遍に1枚に記載するんでしょうかとかいうように、もし全部に

チェックがたくさん入ったら、電圧階級とほかの項目との因果関係も分からないし、どんなふうに使っていくんだろうなというのを少し疑問に思いました。せめて低圧とか高圧は分けるとか、あとはその事業者さんの主要なメニューを3つぐらい書いてもらうとかしないと、メニューの特徴も、これを一遍に情報を集めるというのは無理なのではないかなと少し思いました。

もちろん定期報告は、どういうものに使うかという、何のために情報を集めるかという ことと連動すると思うんですけれども、どんなメニューを今事業者さんで選択されている かということに関する情報を集めたいということであれば、ここはもう少し分けて集める とか、少し工夫していただきたいと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

続きまして、大橋委員、よろしくお願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。今回の御提案、特段異論ないのですけれども、1 番目の論点というと、分かりやすく電源構成等の情報の表示に係る整理表を作るというお話があって、この表を見ていると表現が分かりにくいなと思うわけですね、8ページ目とかで「実質」とかという言葉も含めて、これもトラッキングとかやっていくともう少しきれいになるのかもしれませんけど、あまり「実質」という言葉、ほかで聞かない用語が多分表示には要求されているんだなというのを、この表を見て改めて思うんですけど、常にこの定義、消費者が「実質再エネ」と聞いて何を思い浮かべるのかということと実態とを合致させるのは相当難しいなと思いますので、こういう表示も含めて常に簡素に見直すような機会をつくっていただくのが重要かなということが1点。

あとDX化というのは、デジタル化は進めていただければいいと思いますが、デジタル化することが目的というよりは、これによってどれだけ事業者側の資料提出とか受け止めの事務方の働き方の負荷低減につながるかとか、そういうところがすごく重要だとは思うので、ぜひそういう観点から、紙をデジタルに置き換えるだけじゃなくて、横につなげてもう少し負荷低減できないかとかという深掘りも常に御検討いただくのが重要かなというふうに思いました。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうでしょうか。

それでは、早川オブザーバー、よろしくお願いいたします。

○早川オブザーバー ガス協会の早川です。ガス取引報のDX化について発言をいたします。

ガス取引報について、DX化によって効果的かつ効率的な運用を行っていく方向性について賛同いたします。事業者にとっても大変ありがたいことだと思っています。その上で、報告対象を家庭用に加えて商業用、工業用等に拡大する案が示されておりますが、ガス事業者としましては、これまでガスシステム改革の目的の一つである利用メニューの多様化に則って、特に大口契約についてはそれぞれの需要家のニーズに応じたきめ細かな料金メニューの開発に努めてきております。今後の検討に当たりまして、こうした点や効果的・効率的な運用という今回の改定の趣旨を踏まえて、現行の家庭用の運用と同様に一定数以上の契約数のある料金メニューに限定するなど、事業者の作業負荷にも御配慮いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からコメント等ございますでしょうか。

○下津取引監視課長 もろもろ御意見いただきまして、ありがとうございます。順不同になるかもしれませんけれども、私の方から回答若しくはコメントさせていただければと思います。

まず、岩船委員のほうから御質問をいただいたと思っております。今映っておりますスライド10、これは低圧・高圧・特別高圧をまとめて1枚の表で情報を収集するのかというと、そこは私の説明不足でございまして、低圧は低圧、高圧は高圧、特高は特高という形で、1枚の表といいますか集計になることを考えている次第です。ただ、今回メニューごとに情報を集めることはやめてはどうかと考えております。そうしますと、例えば低圧は低圧の料金設定方法の中で、ある料金については二部料金制で、ある料金については最低料金制でということで、低圧の中の項目について複数のチェックがつくところ、もしくは全てチェックがついて返ってくるようなところも当然考えられるだろうということは思っておりますけれども、それでも問題ないんじゃないかと思っております。

実は今回こういう改定をしようと思ったわけ、その目的なんですけれども、業界の全体的な傾向、例えば料金設定方法であれば、低圧で二部料金制を取っている事業者がどれぐらいいるのか、最低料金制を取っている事業者がどれぐらいいるのかという、大まかな傾

向をつかむという形で収集した情報を活用できればというふうに考えている次第でございます。

早川オブザーバーから御質問といいますか御要望を頂戴したところでございます。要するに今回ガスにつきましては、報告対象について家庭用から拡大させていただくわけでございますけれども、他方で料金メニューについては報告の対象外として、家庭用以外も含めて報告してもらうということを考えているわけですけれども、事業者の作業の効率等も考慮して、一定数の契約口数以上のものを報告対象とするなど、報告業務が合理的なものとなるような配慮をすべきではないかという御意見だったかなと思っております。

報告対象とする契約口数の設定につきましては、今後、デジタル化のためのシステム開発を進めていく中で、今日いただいた御意見も参考にさせていただきながら、合理的な範囲の在り方を検討していきたいと考えておるところでございます。

それから草薙委員から、今回デジタル化をやることについては賛同をいただいたと理解 しておりますけれども、小売ガイドラインの改正も含めて施行時期については早めにやっ ていただきたいという御要望もいただいたと理解しております。施行時期につきまして、 現時点で具体に申し上げることはなかなか難しいんですけれども、当然関係部署と調整 等々行った上で速やかにと考えているところでございます。

それから圓尾委員から、デジタル化した後の公表のタイミングにつきまして、これも迅速にという御要望をいただいたと理解しております。どういうシステムでデジタル化するかというところはこれからなんですけれども、作業の全体の流れ、報告を受け取って、それを取りまとめて公表すると、その全体の流れを念頭に置きつつ、迅速に対応できるようにどういうふうにシステム化するかというところは、これから検討していきたいというふうに考えております。

最後、大橋委員のほうから、スライド8の表、なかなか分かりづらいという御意見も頂戴いたしました。現在は、現行のガイドラインのルールをなるべく分かりやすい表にしようということで、スライド8のような表になっているわけでございますけれども、他方で、さらに分かりやすくする方法なり方策なりというのを見直す機会というのを常に設けていくべきじゃないかという御意見を頂戴したと思っております。おっしゃるとおりだと感じておりますので、常にどうすれば分かりやすく事業者にガイドラインの内容が伝わるかというのは考えていきたいというふうに考えております。

それから、単にデジタル化だけのデジタル化ではなくて、例えば働く我々担当者の働き

方改革も含めてメリットが出るような形のデジタル化も考えていくべきではないかという 御意見を頂戴したと理解しておりますけれども、私もそのとおりかと考えておりまして、 デジタル化のためのデジタル化にならないように、常に留意して作業を進めていきたいと いうふうに考えております。

事務局からは以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、本件につきましては、大きな方向性に御異論なかったと思います。加えて貴重な改善策を御提案いただいたと思いますので、それら具体的な御提案を十分に参酌しつつ具体的に対応を進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議題の2つ目に移りたいと思います。議題の2つ目は「三次調整力②の時間前市場供出について」でございますけれども、まず、こちらにつきまして東取引制度企画室長より説明をよろしくお願いいたします。

○東取引制度企画室長 事務局の東でございます。資料4に基づいて御説明させていた だきます。

まず2ページです。これまでにこの審議会やほかの審議会でも、三次②の余剰分の時間前市場の供出というのは御議論いただいてきたところですけれども、今年の10月27日までに順次供出が開始されまして、沖縄を除く全エリアで供出がスタートしたということでございます。これに先立って、この専門会合で供出価格について規律が必要かという御議論をいただいたときに、そうした入札価格に関する事前的措置を求める必要性はないと整理されたところですが、一方で、供出が開始された後におかしな値付けがされていないのかというのは、一定期間経過後にレビューを行って、必要に応じてさらなる対応を検討することとされたところでございます。

本日は、10月末から11月末までの約1か月分を対象に供出状況のモニタリング、分析を 行いましたので、その結果を御確認いただいて、もともと整理されておりましたさらなる 対応の要否という点について御議論いただきたいという趣旨でございます。

3ページ目以降、参考ですので割愛させていただきます。

7ページ目です。これはおさらいも兼ねてですが、そもそもいわゆる領域 a と呼ばれる 部分、確保した調整力のうち、確保した時点で使用しないことが明らかな部分を供出対象 としているということでございます。

8ページですが、時間前市場での供出ではあるので、通常であればいわゆるアイスバー

グ方式という、いわゆるザラ場ですので、出しては引っ込めという形で適正な価格を探っていくというのが通常の入札行動になるんですけれども、なかなか業務量の観点から難しいということで、TSOにおける札というのは、平日に限って17時以降にまとめて全量出すという形で行われております。

9ページ目、本題の価格の設定方法でございます。各社ともコマ別に、スポット市場のエリアプライスと、調整力のV1単価の平均によって設定した単価、いわゆる上げ調整単価の平均価格のいずれか高いほうで入札を実施するという考え方ですということでございます。TSOごとに平均の仕方、例えば加重平均にするのか単純平均にするのかとか、対象電源をどこまで広げるかといった、多少テクニカルに考え方に違いはあるんですが、大きな考え方としては、各社ともスポット市場価格とV1単価の平均により設定した価格の高いほうで入札をするという考え方を採用しているということでございます。

10ページ目以降、各社の実際の供出状況について確認したデータとなってございます。

まず11ページ目が、どれぐらいの量が供出されていたかということを各社別に積み上げたデータとなっております。個社名は伏させていただいていますけれども、各社とも供出を行って、この1か月間で約2.5億kWhが売られていたということでございます。

12ページ目から14ページ目は、この1か月強の間でコマごとに供出価格が加重平均で幾らかをプロットしたものになります。グラフが見えていますが、オレンジ色でプロットしているものがTSOによる今回の対象の札ということでありまして、それに対してスポット市場価格というのを参考のためにピンク色で比較、インバランス料金を紫色で、他社、TSO以外の他の時間前市場参加者による売り札を青のドットで表現しております。ここでの趣旨は、突出して例えばTSOによる札だけ高かったというようなことはないかというのを確認するという趣旨でこうしたものをお示ししております。

結論としては、上の箱の2ポツに書いていますけれども、TSO以外、あるいは他エリアのTSOと比較して、あるいはスポット市場価格やインバランスから比べて著しく乖離している、合理的な説明ができないほど乖離しているというような事例は確認されなかったということでございます。また、エリアや時間帯によっては、他社の出している売り入札価格を下回っているというケースも確認されました。

13ページ目、14ページ目と、順次他エリアのものもお示ししております。それぞれの各エリア。

それから15ページ目から17ページ目です。こちらはある特定日、サンプル的に時間前市

場の価格が高かった日について、実際の札を全てプロットしたものになります。時間前市場における売り札を、今回の対象になるコマ、6時から18時のところでプロットしたものになります。これも同じような色づけがされていまして、こちらも確認した趣旨は同じで、TSOによる札、今回の時間前市場の供出札が高くなっていないかというのを確認する趣旨で行ったものですが、同様にほかの価格と比べて著しく乖離しているような価格というのは確認されなかったということでございます。

18ページ目です。結果として、2.5億kWh出されたうち約5%相当、0.12億kWhが約定したということでありまして、この間の時間前市場全体の約定量の約4.3%相当ということになっております。また価格についても、ほかの売り札とほぼ同じような水準となっているということでございます。

最後、20ページです。これを踏まえまして評価ということでございますが、繰り返しになりますが、1ポツですけれども、各社ともスポット市場価格を下限としつつ、V1単価に基づく価格設定を行っていることが確認されました。事業者によって詳細な考え方に差異はあるものの、いずれも基本的にコストベースで市場供出するという考え方でありまして、三次②の余剰分の電源の有効活用を図るという今般の趣旨に照らすと、合理的な入札価格の設定と言えるのではないかと考えております。

また、データを見る限り、相場操縦ですとか今般の取組の趣旨を没却させるような高値での入札等の行為は確認されなかったということになります。むしろ時間前市場の活性化に一定程度寄与したと評価できるのであろうというふうに考えております。

こうしたことを踏まえますと、現時点で何か追加的に対応を検討する必要というのはなくて、引き続きモニタリングを行っていくこととしてはどうかと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、討議に移りたいと思います。御発言の希望がございましたら、チャット欄で お知らせいただければと思います。

それでは、まずは草薙委員、よろしくお願いいたします。

○草薙委員 草薙です。御説明ありがとうございました。私は、この議題につきまして 事務局案に異存ございません。私は、TSOが時間前市場の特定のコマにおいて相場操縦 を行う可能性は理論上排除されないこと、また、三次②余剰分の市場への供出の趣旨を没 却するような非合理的な価格設定を行う可能性というのは排除されていないということを ちゃんと重く考えておくべきだというふうに思います。そうしますと、引き続き三次②余剰分の時間前市場への供出状況についてモニタリングを続けるという案に異存ないということになります。

1つコメントしたいのですが、8ページのところで三次②の時間前市場への供出のタイミングなのです。TSOの供出に関する事実上のオペレーションの様子がかなり詳細に分かったということも意義あることだというふうに考えます。今後、この取引状況がどのように変わっていくのか。アイスバーグ方式を取ることは現状困難という説明でございましたけれども、このようなオペレーションがどういうふうにこれから変わっていくかといったことなどもモニタリングの結果分かってくるというようなことを期待したいと考えております。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、松田委員、よろしくお願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。今回、三次②の入札について、まず事務局におかれましては早々にモニタリング等の検証ということで、こういう形で目に見える形で御説明いただきまして、どうもありがとうございます。

今回取っていただいたデータを見る限り、市場相場との関係などで市場の公正性を特段 損なうような事態は見当たらなかったということで安堵しております。また、市場参加者 としても、今回のこのような結果が早く分かったことで有用な情報提供となっているんじ ゃないかと思っております。

他方で現状の入札は、御説明いただきましたとおり、様々な制約のある中で現状、TSOがそれぞれ合理的と考えられる方法で一定の裁量をもってV1単価を設定して行われたということですので、まだ手探りの運用であるのかなというふうに感じております。今後、取組を恐らく各TSOとしてもそれぞれまたブラッシュアップされることも検討されるかと思いますし、そうしましたら、時間前でもっと本当は約定すべきものがあるのかもしれないと思います。時間前において三次②の供出分のうち約定すべきもの、経済的に約定すべきものは約定していくということは、むしろTSOにとってもよいことでしょうし、社会経済的に見ても非常にプラスであると思いますので、引き続き事務局におかれましても市場の状態など注視しつつ、もし改善できそうなところがあるというようなところがあれば、検討を続けていただきましたり、またTSOに対する必要な示唆があれば、そういう

ものをいただければよいかと思いました。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。

続きまして、二村委員、よろしくお願いいたします。

○二村委員 ありがとうございます。私からは、質問と意見を1つ申し上げます。

今回の報告、大変よく分かりました。ありがとうございます。価格が不当なものでないということはよく分かったのですが、このことによって実際どれぐらい時間前市場が活用されるようになったということが重要だと思っています。そういう意味では実際に供給力を買うことができた事業者がどれぐらいあったかということを、もし分かれば教えていただきたいというのが質問です。

意見としましては、この出てきた電力を有効に活用するということがさらに必要だと思いますので、供出する側だけでなく利用している小売事業者の方からも、制度の運用の仕方についてのフィードバックをいただいて、運用について引き続き改善をしていただければと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、二村先生から質問もあったかと思いますけれども、事務局から回答、コメント等いただけますでしょうか。

○東取引制度企画室長 草薙委員と松田委員から御指摘のありました、引き続きモニタ リングをするべきだという点につきましては、御指摘も受け止めてしっかりモニタリング を続けていきたいというふうに思っております。

また、松田委員から御指摘のありました、手探りの運用と、ブラッシュアップする余地 もあるかもしれないという点も、おっしゃるとおりだと思っております。各社初めての取 組の中で、試行錯誤しながら価格の設定なり、御指摘のあったオペレーションであり、そ ういったところに取り組んでいるところということだと理解していますので、今後ともそ ういった点について改善の余地があれば、しっかり取り組んでいただくというふうに思っ ております。

二村委員から御質問のあった、どれくらいの事業者が買えているかという点につきましては、日によっても恐らく異なってくるんだと思うんですけれども、今回の特定日としてお示ししている日につきまして、確認した限りだと20社ぐらいの買手が買い約定している

ということでありまして、一定の広がりといいますか参加者に玉が実際に渡っているとい うことだというふうに理解しております。

それから、利用している事業者からもフィードバックをという点につきましても、これから御意見があれば、それをしっかり受け止めてTSO側とも会話をしていきたいというふうに思っております。

事務局からは以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきましては、事務局によるモニタリング結果、また対応について御 了承いただいたと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3番目に移りたいと思います。議題の3番目は、「ベースロード市場について(2023年度第3回オークション結果概要)」となります。続いて東室長より御説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長 引き続きまして、資料5に基づいて御説明させていただきます。 第3回オークションの結果概要でございます。

2ページ目です。今回は第3回オークションということで、11月28日と30日に行われたオークションの結果概要でございます。今回は、1年の固定価格商品と1年の事後調整付の商品、2年の事後調整付商品と3商品の取引が行われましたので、この3つについてということになります。

順番に4ページ目です。こちらが1年固定価格商品の約定結果となっております。一定量、各エリアで約定していると。東については、2回目よりも約定量が増えたという結果となっております。また、いずれのエリアも約定価格は先物価格をやや下回るような水準で約定したというような結果になっております。

5ページ目です。1年ものの事後調整付の商品の結果となります。こちらは、今回初めて行われた商品の取引ということになります。約定量につきましては、東エリアで先ほどお示しした固定商品よりも多く約定したということであります。九州は約定がなかったということでございます。約定価格につきましては、固定価格取引とほぼ同じ水準となりました。ただ、こちらは事後調整がついておりますので、結果的に石炭価格次第で上がりもすれば下がりもするという商品でございます。

6ページ目です。 2年の事後調整付商品で、こちらは東エリアのみ約定する結果となっております。約定価格は、3商品の中では一番高い水準となっています。こちらも事後調

整付ということですので、結果的にどういう価格に、受け渡し価格がどうなるかというの は来年度の石炭価格次第ということになってございます。

7ページ目、これまでずっとフォローしてきました燃料費の見積りについてです。石炭 先物価格と直近の現物価格との乖離率、各社が織り込んでいる燃料費のどれぐらいリスク プレミアムを織り込んでいるかというのを確認しております。全体の単純平均を見ますと、 第2回のオークションと比べて先物価格からの乖離は少し拡大していると。平均すると 80%ぐらい高い。一方で現物価格からの乖離は少し縮小しているということになっており ます。また、個社で見ますと、石炭先物から比べて200%程度高い水準となった事業者が いたということでございます。

8ページ目ですが、現時点のまとめということでございまして、第3回オークションでは、先ほど申し上げた1年の事後調整取引というのが初めて導入されまして、東日本エリアでは固定価格取引を上回る約定がなされたということでございます。

先ほど申し上げた固定価格の取引につきましては、大手事業者1社で非常にプレミアムが高くて、かつ価格変動リスクの見積り手法について、ガイドラインに定められた算定手法とは認められないことが確認された事業者がいたため、これを改善するように指導を行ったところでございます。

最後のポツですが、2023年度オークションからこうした事後調整付取引が導入されたことによって、1年商品、固定価格取引の燃料費のいわゆるリスクプレミアムの織り込み方がどのように変化したのかといったことなども含めて、1回目から3回目のオークションの結果の総括というのをしたいと思っていまして、ここについては改めて別途御報告させていただきたいというふうに考えております。

事務局からの御報告は以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

本件につきましては報告事項でございますので、質問等につきましては後刻、個別に事務局にお問い合わせいただきたいと思いますけれども、特にここで御発言の希望がありましたら、お知らせいただけますでしょうか。——よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、続きまして議題4「自主的取組・競争状態のモニタリング報告(令和5年7月~9月期)」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長 引き続きまして、資料6に基づいて御説明させていただきます。

定例の四半期に一度のモニタリングレポートでございます。大部ですので、少しかいつまんで御説明させていただきたいと思います。

まず、2ページに主要な指標ということでお示ししております。スポット市場はじめ卸電力取引所における販売電力量というのは、おおむね4割弱ということで大きく変わっていない、スポット市場における売り買いも、前年同期比で大きく変動はしていないというところでございます。時間前市場につきましては、昨年同期よりも若干増えているという形となっております。一方で先渡し市場につきましては、これまでの取引も限定的ではあったんですけれども、今期に関しては全く約定がなかったということでございます。

それからグループ外への相対卸につきましては、前年同期比に比べると2割程度減少しているということであります。一番下は小売市場の動向ですけれども、新電力の販売電力量は前年同期比で1割以上減少しておりまして、新電力シェア、9月時点の最新のものでは17.2%となっているということでございます。

スポット市場の動向については8ページ、9ページでございますが、売り約定量と買い 約定量の動向をお示ししております。新電力の売り約定量が前年同期比で減っている一方 で、一般送配電事業者によるいわゆるFITの売りが増加していると。

9ページ目ですが、買いのほうを見ますと、新電力による買いが増えているということで、旧一電、新電力いずれもスポット市場では買い越すという形になっております。買い約定量が売り約定量を上回るという状況となってございます。

14ページにスポット市場分断状況ということでお示ししております。 7月から9月と、その前の期もお示ししておりますけれども、市場分断の発生率ということで見ますと、中部北陸間と中部関西間の分断率が非常に高くなっている。これは以前に別の議題のところでも少し御報告させていただいたところでもありますが、こうしたところの分断率が非常に高くなっているということでございます。

16ページ、17ページ、今度時間前市場の売り買いの状況ですけれども、こちらは新電力の売り約定量が増えていると。一方で、17ページですが、旧一電による買い約定量が増えているということで、時間前市場はどちらかというと旧一電が買い越しているということで、新電力が売り越しているといった形となってございます。

大分進みまして31ページですけれども、スポット市場におけるブロック入札の状況につきましてフォローしているものであります。売り入札に占めるブロック入札の割合、あるいは約定率というのに大きな変化は見られないというところであります。足元、若干約定

率が増加傾向にあるかというところでございます。

今度は市場外、相対のところですけれども、38ページ、電発による電源の切出し状況ということにつきましては、進展は見られていないということでございます。

39ページですが、公営水力の契約の見直しにつきましては、総量約230万kWのうち約70万kWぐらいが一般競争入札等に移行したということであります。

41ページ目、相対取引の状況ということで、どれぐらいグループ外の事業者に対して相対卸供給を行っているかというものを確認しているものですが、新電力需要の約4分の1に相当するぐらいの量を、今、旧一般電気事業者から相対卸供給しているということでございます。

42ページ、常時バックアップの販売電力量の推移ですけれども、こちらは市場価格が少 し落ち着いていることもあって、常時バックアップの販売電力量の割合はかなり小さくな ってきているということでございます。

最後に小売のほうに移りまして、49ページ目です。新電力のシェアの推移ということでありまして、冒頭でも申し上げましたが、総需要に占める新電力のシェアは17.2%となっております。赤いところです。低圧のほうは大きく変わっていない、上がったり下がったりでそんなに変わってはいないんですが、特高・高圧のところでのシェアは大きく下がっているということでございます。

それから、いわゆる域外への販売状況ということ、52ページです。域外への状況ですけれども、これは全体では約3.4%となっておりまして、前年同月時点と比べるとシェアは小さくなっているということでございます。

それからスイッチングの動向ですけれども、54ページ、これは規制料金からのスイッチングということで言いますと、足元横ばいという状況が続いておりまして、全国で今50%弱ということとなっております。

55ページ、旧一電から新電力等へのスイッチングということで言いますと、こちらも傾向としては横ばいに足元ではなっていて、足元9月時点で全国で22.2%となってございます。エリア別に言うと、北海道、東京、関西辺りが高い、こういったことになってございます。

駆け足ではございますが、事務局からは以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

こちらも報告事項でございますけれども、特に発言の御希望等ございましたらお知らせ

いただきたいと思います。よろしいでしょうか。——どうもありがとうございました。

それでは、最後の議題となります。議題 5 「申請された発電側課金単価等の報告について」に関しまして、鍋島ネットワーク事業監視課長より説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料7について御説明いたします。

発電側課金につきまして、制度設計専門会合においてもこれまで議論してきましたけれども、2024年度の発電側課金の導入等に向けまして、各一般送配電事業者から本年12月1日及び同5日付けで、託送供給等約款の変更認可申請が行われました。この中に発電側課金についての内容も含まれております。現在、料金制度専門会合等におきまして、この申請内容について検証を行っているところでありますけれども、申請された発電側課金の課金単価等に関しまして御報告をさせていただきます。

3ページ目ですけれども、課金単価についての表は、今御覧になっているスライドのとおりです。3ページ目のとおりですが、ただ以前制度設計専門会合で御紹介したkW課金単価から若干違うように見えるのは、※2でありますけれども、割引相当額負荷単価込みの値になっているからでありまして、負荷単価込みですと一番上の行のような数字になります。

続きまして、4ページ目は割引制度の概要ですので省略させていただきまして、5ページ目です。10月の制度設計専門会合におきまして、発電側課金の課金方法につきまして、これは逆潮kW分ですということを周知していたところです。その際に、試算値ということで各エリアにおける逆潮率のようなものを掲載していましたけれども、今回申請された課金単価の諸元に基づいて当該平均値が各一般送配電事業者の計算によってアップデートされましたので、その数字もここにお示しいたします。

事務局からの説明は以上となります。

○武田座長 ありがとうございます。

こちらも報告事項となりますので、御質問等ありましたら、後刻、事務局にお問い合わせいただきたいと思いますけれども、特にここで発言を御希望の委員、オブザーバーの方いらっしゃいましたらお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。――どうもありがとうございました。

それでは、本日予定していた議事は以上でございます。

今回、今年最後の会合ということでございまして、今年も大変お世話になりました。来 年もよろしくお願いいたします。 それでは、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○田中総務課長 ありがとうございます。

本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよ ろしくお願いいたします。

それでは、第92回制度設計専門会合はこれにて終了とします。本日は、どうもありがとうございました。

——了——